

成年後見制度利用促進専門家会議  
中間検証ワーキング・グループ  
第3回議事録

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進専門家会議  
第3回 中間検証ワーキング・グループ  
議事次第

日時 令和元年11月20日（水） 9：57～11：58

場所 東海大学交友会館 阿蘇の間（35階）

1. 開会

2. 議題

中間検証に係る意見交換（適切な後見人等の選任と報酬、医療・介護等に係る意思決定支援等の検討、権利制限の措置の見直し）

3. 閉会

○新井主査 皆さん、おはようございます。まだ定刻前ではありますけれども、用意が全て整ったということですので、これから開始させていただきます。ただいまから「成年後見制度利用促進専門家会議 第3回中間検証ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ワーキング・グループの主査の新井です。

それでは、まず事務局より、本日の委員の皆さんの出席状況について報告をお願いいたします。

○事務局 事務局です。

本日は、検討テーマ3に係るワーキング・グループメンバー16名のうち、代理を含め13名の委員の皆様方が出席でございます。

代理として御出席の方を御紹介いたします。

伊東委員の代理として、倉敷市福祉援護課主幹 本城匡様に御出席いただいております。

○伊東委員代理 よろしくをお願いいたします。

○事務局 なお、本日、河村委員、新保委員及び野澤委員は欠席でございます。

以上でございます。

○新井主査 それでは、お手元の議事次第に基づいて、議事を進めます。

これからの進行は、第3回ワーキング・グループの主担当委員である山野目委員にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○山野目主担当委員 承りました。本日の検討テーマ3の主担当を務める委員の山野目でございます。よろしく申し上げます。

本日の議題は「中間検証に係る意見交換」でございます。その中でも、とりわけテーマといたしまして、適切な成年後見人等の選任と報酬、医療・介護等に係る意思決定支援等の検討、さらに権利制限の措置の見直し、これらを取り上げることといたします。

これらについて委員の皆様方の意見交換をお願いすることとなりますが、これまでの第1回及び第2回のワーキング・グループの際の議事進行と同様、全ての委員の皆様方から、それぞれ3分以内で御発言いただく時間を設ける進行を考えておりますから、どうぞよろしくお願い申し上げます。

意見交換に先立ちまして、事務当局より資料の説明をさしあげます。

○事務局 事務局です。

資料1「中間検証に当たっての主な論点」ということで御用意しております。

論点として、①から④まで4つ掲げております。

1点目、適切な後見人等の選任及び交代について、現在の取組状況を踏まえ、今後更なる運用改善を図るため、どのような対応が考えられるか。検討項目例といたしまして、中核機関における後見人候補者の推薦の在り方、中核機関における後見人支援の在り方、中

核機関と家庭裁判所の連携の在り方等としております。

2点目、後見人等の報酬見直しを検討するに当たり、どのような点に留意すべきか。

3点目、成年後見制度利用支援事業を実施していない、又は市町村長申立事案に限定している自治体が見られる中で、更なる実施促進を図るため、どのような対応が考えられるか。その他、専門職団体が独自に行っている公益信託を活用した助成制度の取組の例に鑑み、どのような対応が考えられるか。

4点目、診断書の在り方等の検討、成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討、成年被後見人等の権利制限の措置の見直し。これらにつきましては、引き続きその周知啓発を図るとともに、新たな課題が生じていないか等を注視し、必要に応じ検討すべきではないか。

以上が論点でございます。以上でございます。

○山野目主担当委員 ただいま、資料1に基づいて論点の見取り図の御案内をさしあげました。

その論点の中の①などにかかわる事柄でございますが、中核機関の役割などにつきましては、資料2を用意しております。これについても事務局から説明をさしあげます。

○事務局 事務局です。

資料2の1ページをお願いします。後見人候補者の推薦、後見人支援の取組でございます。

まず、本年5月にKPIを設定いたしまして、令和3年度末までに後見人候補者の推薦については800、後見人支援については200の市区町村で取組を行うこととしております。

また、体制整備の手引きを作成するとともに、各種セミナー・研修を通じて、中核機関の役割や機能について周知しております。予算につきましては、今年度から先駆的取組に対する補助を行っております。

2ページをお願いいたします。中核機関の機能につきましては、この①から④までの4つでございますけれども、後見人候補者の推薦、いわゆる受任調整でございますけれども、こちらは③の利用促進機能に位置づけられているということでございます。

それから、3ページをお願いします。受任調整につきまして、中核機関による支援がないケースを左側、目指すべき姿を右側に記載しております。

中核機関による支援がない場合には、適切な候補者のイメージが共有されないまま、後見人等が選任され、利用者がメリットを実感できない状況になることがございます。

一方で、中核機関が本人の状況に応じて後見人候補者の推薦等を行うことで、適切な後見人が選任されるようになると考えられます。

4ページをお願いいたします。同様に、後見人支援の関係でございますけれども、こちらも中核機関による支援がなければ、後見人などがどうしていいかわからないとか、誰にも相談できないといった状況になる可能性がございます。

一方で、中核機関が専門職団体等の関係者と連携しながら、チームで支援していくこと

で、利用者がメリットを実感できる運用になると考えられるところがございます。

5 ページをお願いいたします。

左上、中核機関と権利擁護センターを整備している自治体でございますけれども、ことしの7月時点で573となっております。

右上、このうち受任調整会議を実施しているのは279と、約半数でございます。

下に行きまして、昨年10月時点の調査でございますけれども、受任調整の対象を市区町村長申立てに限っている自治体は4分の1程度でございます。

そのほか、対象とする後見人候補者の種別とか受任調整会議の構成は、資料のとおりでございます。

6 ページをお願いいたします。後見人支援機能ということで、左側、中核機関等が備えている機能ですけれども、各種相談の対応に応じているところが411、定期報告の事務支援が256等となっております。専門職による相談・事務支援というのは、まだ80という状況でございます。

7 ページをお願いいたします。これは、来年度の概算要求で、前回は御説明しておりますけれども、1の2ポツで、市民後見人、親族後見人への支援体制の強化、それから、受任調整の取組の推進といったことを盛り込んでございます。

8 ページ以降ですけれども、受任調整の取組事例をお示ししております。人口規模でありますとか、専門職の方がどれだけいらっしゃるかなどの状況に応じて、さまざまなやり方が見られるということでございます。

8 ページ、品川、こちらは人口規模が大きいところでございます。

それから、9 ページ、尾張東部、こちらは広域で実施しているところでございますけれども、これらにつきましては、受任調整会議の前の段階から、個別のケース会議などの場で、支援方針とあわせて、候補者についても関係者の間で検討を行いまして、最終的には学識経験者、専門職が入った受任調整の会議で検討した上で、候補者の推薦を行っているということでございます。尾張東部につきましては、事前に本人と候補者の面談を実施して、本人の意向を踏まえたマッチングに努めているということでございます。

それから、10 ページをお願いします。香川県の三豊市でございます。虐待事例などで専門職の助言が必要なケースについては、専門職に入ってもらおうというように、ケースに応じて異なる検討メンバーで受任調整会議を実施しているということでございます。三豊市では、県社協が受任調整会議の事務局に入っていることも一つの特徴ということでございます。

それから、11 ページをお願いいたします。高知県本山町、こちらは人口約3,400人ということで小規模の自治体ですけれども、受任調整のみを行う会議体を設けるのではなくて、個別のケース会議を随時開催する中で、必要に応じて専門職に参加していただき、後見申立ての検討であるとか候補者の選定を行っているということでもあります。このような柔軟なやり方もあるという一つの例かと思えます。

12ページ以降でございますけれども、後見人支援の取組事例でございます。

大阪市につきましては、センターに専門職の相談員を配置いたしまして、市民後見人などが助言を受けられるようにしているということでございます。

それから、13ページでございます。三重県の伊賀地域でありますけれども、「後見人のつどい」ということで、親族、専門職、市民、法人を問わず、後見人の相互交流を行うということで、孤独と不安を軽くする取組を行っているということでございます。

それから、14ページ、町田市でございますけれども、こちらは後見人が選任された後に定期的にアンケートを実施したり、情報提供したりするということが、後見人との関係が途切れないようにしながら、できる限り継続的に支援するということが取り組んでいる事例でございます。

それから、15ページをお願いいたします。東京都・東京都社協でございますけれども、中核機関において検討会議を経た上で、③の部分でございますけれども、後見（支援）基本方針シートというものを作成いたしまして、このシートに基づいて、その後の支援を行っていくという取組でございます。かなりシステムチックに行っている取組かと思えます。

それから、16ページ以降でございます。こちらは、申立費用・報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業に関する資料でございます。高齢者関係、障害者関係、それぞれございまして、17ページには基本計画の抜粋もおつけしておりますけれども、未実施の市町村に対しましては、これを実施するように促しております。

それから、対象でございますけれども、市町村長申立てに限らないということも明確化してお示ししているところでございます。

18ページと19ページにつきましては、利用支援事業の概要でございますので、説明は省略させていただきます。

20ページ、21ページでございます。利用支援事業の実施状況でございます。

申立費用と報酬の両方、あるいは片方のみということもございますけれども、高齢者関係では全体1,741のうちの1,650、それから、障害者関係では1,630の自治体が助成制度を設けているということでもありますけれども、設けていない自治体も一部見られるということもございます。

それから、中ほど、助成の対象といたしまして、本人申立て、親族申立て、その他申立てが対象になっているのは、約半数あるいはそれ以下という状況でございます。

資料2の説明は以上でございますけれども、論点④に関係する部分として、参考資料7と参考資料8をおつけしておりますので、簡単に御紹介させていただきます。

参考資料7ですけれども、身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインということでございまして、こちらは本年5月に取りまとめられまして、6月に各自治体宛てに周知しているということでございます。市町村セミナーなどを通じて、現在周知に努めているということでございます。

それから、参考資料8ですけれども、成年被後見人等のいわゆる欠格条項の見直しの関

係でございます。こちらは、基本計画のKPIにおきまして、190の法律の見直しを行うこととされております。このうち188の法律につきましては、関係法律の整備法案が本年6月までに成立して、順次施行されているということでございます。残る2つの法律は、会社法と一般社団・一般財団法人に関する法律ということですが、これらにつきましては、ことしの10月、成年被後見人等に係る欠格条項の削除等を盛り込んだ改正法案が臨時国会に提出されまして、現在審議中ということでございます。

説明は以上でございます。

○山野目担当委員 資料2を中心に、論点の①、成年後見人等の選任・交代、論点③、成年後見制度利用支援事業、論点の④、権利制限などに関する説明をさしあげました。

論点①の成年後見人等の選任などにつきましては、裁判所においても重要な取組がなされております。加えて、論点②、成年後見人等の報酬、それから論点の番号を与えておりませんが、診断書の在り方等についても、裁判所において検討が進められております。これらについて、資料3に基づいて、最高裁判所からの御説明をお願いいたします。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課長 最高裁家庭局第二課長の宇田川です。

私のほうから、裁判所の取組状況について説明させていただきます。

資料3の1枚目をごらんいただけますでしょうか。本日報告させていただく項目を記載しております。まず、「診断書の在り方等の検討」に関して、本年4月から運用を開始した本人情報シートの利用状況について報告させていただき、その後、裁判所が運用改善の取組を進めております「適切な後見人等の選任及び交代」と「後見人等の報酬」について、専門職団体との議論の状況や、各家庭裁判所における検討状況を報告させていただきます。

資料2枚目をごらんください。まず、本年4月から運用を開始しております本人情報シートの利用状況についてでございますけれども、最高裁判所では、各家庭裁判所における後見開始の審判事件等における本人情報シートの提出状況について調査を行っております。調査対象は、平成31年4月1日以降に申し立てられ、令和元年7月1日以降に終局した、後見開始・保佐開始・補助開始の審判事件、及び任意後見監督人選任事件です。

本人情報シートが提出された事件数と、その割合について、9月30日までの集計結果の概要は、こちらに記載しているとおりでございます。四角の囲みのところも見ていただければと思いますけれども、本人情報シートが提出された事件数は徐々に増加しております。3カ月間の平均は、全体の53%ということで、まだ半数にとどまっているという状態でございます。

適切な医学的診断が行われ、本人にとって適切な後見人を選任するためには、できるだけ多くの事案で本人情報シートが活用されることが望ましいと考えております。各家裁からは、本人情報シートが審理・判断の参考になったという意見も聞かれますので、今後、より多くの事案で活用されるよう、裁判所としてもさらなる周知に取り組みたいと考えております。厚生労働省や地方自治体、専門職団体におかれましても、ぜひ本人情報シートの周知と活用引き続き御協力をいただければと考えております。

次に、3ページをごらんください。「適切な後見人等の選任及び交代」について、現在の裁判所での取組状況を報告させていただきます。第3回専門家会議で御報告しましたとおり、最高裁判所は、昨年6月から後見人等の選任の在り方について、資料に記載しております各専門職団体との間で継続して議論を行っておりまして、後見人等の選任の在り方については、専門職団体との間で認識の共有に至った基本的な考え方を、本年1月に各家庭裁判所に情報提供しております。

その内容については、資料、左側の上のほうに記載している部分と、右側のイメージ図のとおりです。身上保護も重視した制度運用という基本計画の理念を踏まえますと、親族等に適任の候補者がいて、本人のニーズ・課題に対応できると考えられるときは、その方を後見人に選任することが望ましいと考えられます。

基本計画では、中核機関等による後見人への継続的な支援が必要であると指摘されています。親族後見人が安心して適切に日々の後見事務を行っていくためには、中核機関等による日常的な相談対応等の継続的な支援は、大変重要な意味を持ちますし、そのような体制が整っているか否かは、裁判所における後見人の選任の在り方などにも影響することになります。基本計画の目指す制度運営の改善を実現するため、中核機関等による後見人支援機能の充実がぜひ望まれるところでございます。

もっとも、各自治体の現時点における取組状況からしますと、全ての地域に中核機関が設置され、後見人支援機能が充実するまでには、なお期間を要すると予想されます。そこで、中核機関による後見人支援機能が充実するまでの運用上の工夫として、右側のイメージ図の赤い点線で囲った部分にお示ししたとおり、後見人となるのにふさわしい親族の候補者がいる場合には、その方を後見人に選任するとともに、専門職を後見監督人に選任し、親族後見人を支援する役割を果たしていただくことが考えられるところです。

このような運用を進めていくに当たっては、裁判所と専門職団体との間で、基本計画の趣旨を踏まえた親族後見人に対する「支援」という観点から、後見監督人に期待する役割や具体的な支援の内容について、一定の認識共有が必要となることから、まずは最高裁判所と専門職団体との間で議論を行い、今後の検討の基本となる考え方を共有するに至りました。

左側の真ん中部分に、その考え方のポイントを記載しておりますけれども、後見人が親族である場合には、後見監督人に対し、より広く、不適切な後見事務を防止するため、後見人を積極的に支援する観点から、法律で定められた後見監督事務を通じて、指導、助言、相談対応を行うといった役割が期待されると考えられます。

想定される支援の内容は、事案によって異なるものと考えられますけれども、さまざまな手続に関する支援、例えば財産管理に関しては、財産調査の方法や、後見人として必要な届出、保険金の請求の方法などについて、相談対応や指導・助言を行うことなどが考えられます。

また、身上保護に関しましては、本人が利用可能な行政サービスや転居先の選択につい



ての相談対応や、指導・助言を行うことなどが考えられます。

そのほか、後見人の家庭裁判所に対する報告に関しても、報告書の作成方法等について指導・助言を行うことが考えられます。

このような内容につきましては、各家庭裁判所に情報提供しておりまして、これを踏まえて、現在、各家庭裁判所において、後見人等の選任の在り方について具体的な検討を行ったり、専門職団体との間で意見交換を行ったりしています。また、一部の家庭裁判所では、先ほど御説明した検討の基本となる考え方の趣旨に沿って、親族後見人に対する支援の必要性が認められる事案において、専門職の後見監督人を選任する運用を始めております。もっとも、この親族後見人に対する支援という観点から、専門職後見監督人を選任するという運用を行ったとしても、中核機関等による親族後見人の支援の必要性が低減するわけではないと考えております。

資料の4枚目をごらんください。こちらに記載しておりますとおり、専門職の後見監督人による支援の内容というものは、あくまで成年後見人が行う後見事務に対し、法律上、求められている監督を行う際に、監督事務に付随して後見人に対する相談対応や指導・助言を積極的に行おうとするものです。

これに対し、中核機関等による支援は、本人に対する日常的な見守りなどとあわせて、そこで得られる情報等も活用しながら、本人の権利擁護や福祉的な観点から、親族後見人に対する日常的な相談対応等の支援を行うものであり、また、本人を見守るチームには、さまざまな専門性を持つ関係者が参加することが想定されており、後見監督人の支援とは本質的には異なるものであると考えられます。

下のイメージ図にありますように、後見人への相談対応等の面で両者が重なり合う部分があるとしても、後見監督人による支援という運用上の工夫には、おのずと限界がございまして、中核機関等が行う支援を代替し得るものではないと考えられます。したがって、こうした運用上の工夫の有無にかかわらず、中核機関等の整備促進の重要性は何ら変わりないと考えております。

なお、家庭裁判所からは、管内の自治体において、後見監督人の報酬が成年後見制度利用支援事業における助成の対象とされていないため、財産少額の事件では、親族後見人に対する支援の必要性があっても、専門職の後見監督人を選任することは難しいという意見が出ております。後見監督人の選任は、後見人に適切に事務を行っていただき、本人の権利を擁護するために行うものですので、このような運用上の工夫を実践していくためには、各自治体において、後見監督人の報酬についても利用支援事業の助成対象として拡充していただく必要があると考えており、厚生労働省のサポートをお願いできればと期待しております。

資料5枚目をごらんください。続きまして、後見人の報酬の関係でございませけれども、現在の検討状況を報告いたします。最高裁判所が専門職団体との間で協議を行い、本年1月、各家庭裁判所に対し、今後の検討のたたき台となる資料を作成し、専門職団体からの

意見とあわせて情報提供を行ったことは、第3回専門家会議で御報告したとおりです。第3回専門家会議では、複数の委員から、報酬の在り方について専門職団体とだけ意見交換を行うことは適切ではなく、報酬を支払う利用者側の意見も聴く機会を設けるべきであるとの御意見をいただきました。

御指摘のとおり、報酬の在り方について、より多角的な検討を行うためには、利用者側の意見も伺う必要性が高いと考えられますことから、本年7月、最高裁判所において、「後見人の報酬の在り方に関するヒアリング」を開催し、利用者を支援する立場の方が所属する、こちらの資料にヒアリング先として記載しております各団体の方からのヒアリングを行いました。これには、専門職団体、法務省及び厚生労働省にも参加していただき、参加者による意見交換を行いました。

このヒアリングでは、利用者側の方からも、後見人が行った事務の内容や負担等に応じて報酬を付与し、財産管理事務のみならず、身上監護事務についても適切に評価し、報酬を算定するという方向性自体については、おおむね御異論はなかったと認識しております。

他方で、その方向性に基づく具体的な報酬算定の在り方については、さまざまな御意見をいただきました。利用者側からの御意見ということで、吹き出しで記載している部分でございますけれども、主な御意見としましては、報酬の算定について、裁判官の裁量を尊重した結果、同じ事務を行っても裁判所ごとに報酬額が異なるのは不公平ではないかといった御意見や、成年後見制度を利用しやすいものとするために、報酬算定の根拠を明確かつわかりやすいものとし、公表すべきであるといった御意見がありました。

報酬算定における後見事務の評価については、財産管理だけでなく、身上保護に関する事務も適切に評価すべきであり、逆に、後見人が適切に身上監護を行っていない場合は、報酬を減額すべきであるなどの御意見がありました。

また、知的障害者の方の事案における報酬の算定について、知的障害者は資産形成が難しく、制度利用が長期にわたる場合が多いため、事案の特性に配慮した報酬の在り方を検討してもらいたいとの御意見や、知的障害者の方の事案における後見人の選任の在り方について、法人後見の活用を推進してもらいたいといった御意見がありました。

そのほか、資産の少ない制度利用者について、後見人のなり手を確保し、権利擁護を実現するために、利用支援事業を拡充すべきであるとの御意見もありました。

各家庭裁判所における検討状況を少し御説明いたします。このヒアリングの結果を各家庭裁判所にも情報提供を行っております。その内容は参考資料6のとおりです。現在、最高裁判所と専門職団体との意見交換の状況やヒアリングの結果の内容等も踏まえ、大規模な家庭裁判所を中心に、報酬算定の在り方に関する具体的な検討が行われております。また、これと並行して、後見事件を担当する全国の裁判官や担当職員が参加する協議会や研究会において、選任の在り方とあわせて、報酬算定の在り方をテーマとして取り上げ、意見交換や協議を行ってきており、問題意識を共有しています。

予測可能性の確保やわかりやすさの点、また報酬算定の前提として、後見事務を報告し

てもらう必要がありますが、その後見事務の負担との兼ね合いの点も視野に入れた検討が必要であると考えております。例えば、財産管理や身上保護の事務を細かい個別の項目に評価して積み上げて報酬を算定するのでは、個々の事務ごとに細かな報告をしていただくことが必要となり、その負担が重いということにもなりかねません。

報酬を見直す前提となる「事務」の整理を通じて、どの事案でも通常行われることになる基本的な後見事務の内容について、改めて考え方の整理が進んでおりますので、こうした基本的な事務をまとめて評価しつつ、後見事務が適切に行われていなければ減額する、事務の内容や負担の程度を考慮して増額や減額も考える、また、事案ごとに発生する付加的な事務については、別途報酬を算定するという考え方が、合理的な方向性の一つとして取り上げられているところでございます。

報酬算定の在り方に関する今後の検討は、資料5枚目の一番下の部分に記載した流れのイメージを進めることを考えております。

まず、大規模な家庭裁判所において大枠の考え方の整理を進め、さらに各家庭裁判所での検討も進んだ段階で、その成果としてのある程度具体的な報酬算定のイメージをお示しながら、利用者側・後見人側、双方の立場の方々から御意見をお聴きする機会を設けたいと考えております。そして、いただいた御意見を踏まえ、全国の家庭裁判所において、さらに具体的な検討を行い、最終的に新たな報酬算定の考え方に従った運用を進めていきたいと考えているところです。

後見人等の報酬は、民法の規定により、家庭裁判所が後見人本人の資力その他の事情を考慮し、相当な報酬を与えることとされております。後見人の事務等が多岐にわたり、その事務の内容は事案ごとに異なるものであることから、裁判官が個々の事案ごとに諸般の事情を総合考慮し、報酬額を決定しているところでございます。第3回専門家会議でも御説明させていただきましたが、法律の規定によって報酬の算定が裁判官の判断事項とされ、裁判官に職権行使の独立が認められている以上、全国一律の報酬基準といったものを定め、それに沿った運用をすることはできないことは御理解いただければと考えております。

もともと、できる限り利用しやすい制度とする観点から、基本となる考え方や、一定の目安がわかりやすく、予測可能性のある形で示される必要があるとの御指摘については、裁判所としても問題意識を十分に共有しているところでございます。このような問題意識も踏まえ、家庭裁判所において検討を行っています。

報酬算定の在り方については、利用者側・後見人側、双方の立場からさまざまな御意見をいただいております。利用者にとって納得性が高いということとともに、後見人のなり手を確保する観点から、事務の内容に見合う適切な報酬額とすることを目指す必要があると考えています。現時点においては、新たな報酬算定の考え方に基づく運用を開始する時期は未定という段階です。できる限り速やかに運用改善を行うことが望ましいものの、合理的で利用しやすい制度とするためには検討すべき点が多く、非常に難しい問題であることから、拙速な見直しは避ける必要があると考えております。慎重に検討を行った上で、

運用の開始に向けて取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上になります。

○山野目主担当委員 裁判所の取組の状況について、資料3に基づく紹介をいただきました。

資料の説明はここまででございます。本日の会議におきましては、資料として、さらに資料4-1から資料4-6を用意してございますけれども、これからお願いする委員の意見交換の中で、委員におかれまして適宜参照していただきますようお願い申し上げます。

これから委員の皆様方の意見交換をお願いし、初めに、お一人3分を目安として御意見を披瀝いただきたいと望みます。第1回の会議及び第2回の会議と同様に、初めに久保委員、櫻田委員、花俣委員の御意見を伺うこととし、その後、各委員の御意見を伺ってまいります。

久保委員、御発言をお願いしてよろしいでしょうか。

○久保委員 ありがとうございます。全国手をつなぐ育成会連合会の久保でございます。よろしくお願いいたします。

きょうの資料を見させていただきまして、私たちも大変期待しております。中核機関の重要性というのが示されているわけですがけれども、担うべき機能が大変大きいなと思っております。こういう言い方をすると大変失礼かも知れませんが、各地の市町村がこれを本当にやり切れるのかなということをちょっと心配している向きがあります。そこをやり切れるようにするには、どういう仕組みが必要なのかということを議論する必要があるかなと思います。

それから、もう一つは、申立てをするとき診断書とか、そういうものが必要なのですがけれども、お医者さんの理解が進んでいないというのが現在でもあります。ですから、私ども、障害ですから、障害の特性とか理解というのがもう少し進まない、本当にその人に合った医師の診断書はなかなか書いていただけない。ちゃんと書いていただけるお医者さんのところには、長蛇の列の状態です。半年待ちとかしながら、その先生に書いていただきたいという方が各地でもあるわけです。ですから、医療に携わっておられるお医者さんの理解というものも、もう少し促進していく必要があるかなと思っています。

もう一つは、なぜ親族後見人になるかということ、1つは、金銭面の心配があって、それで専門職になかなかお願いしにくいので親族がやるという家庭も、結構たくさんあります。その場合、後を誰かに託していかなければならないというのがありますので、利用支援事業を市町村がしっかり出してもらえるような広報と、それから、そこを市町村が安心して出してもらえるように、国のほうが予算をしっかりと取っていただくということ。私たち、これから長く使っていくわけですから、なくなってしまうのではないかと。私たち親の中では、ずっと出してもらえるのか、本当にお金のない人の心配の声も聞こえておりますので、その辺もしっかり支えていただけたらありがたいと思っております。

以上です。

○山野目主担当委員 御意見を3点承りました。

続きまして、櫻田委員、お願いいたします。

○櫻田委員 日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構の櫻田です。

私のほうからは、診断書の在り方について意見を述べさせていただきます。

最高裁判所のほうから提示された診断書の、本人情報シートの導入後の利用状況についてですけれども、私が思っていたより大分利用されているのかなと感じているのですが、それでもまだ半数しか利用されていないというところで、今後、この制度を続けていくためにも、残りの半数に利用していただくために、どういうふうはこの利用促進を進めていくかとか、どういうふうに関知を進めていくかという議論が必要なのではないかとというのが、ちょっと感じたところであります。

診断書とか本人情報シートというものに関しましては、私たち当事者にとっては、今後を左右するものだと思っております、この書き方によっては、御本人が後見に値するかどうか、利用したいのかということにもすごく左右されてくるものだと思いますので、その辺の周知もしっかりしていく必要があるかなと感じております。

制度の運用とか後見人の選任に対してもそうですけれども、これがあるのと、ないのでは、状況が大分変わってくると思いますので、これを引き続き続けていくためにも、今後、中身を変えていく必要性もあると思っておりますので、どういうふうバージョンアップしていくかとか、どういう事項を盛り込めば、より利用しやすくなっていくのかというのも、今後の議論では必要なのではないかなと感じています。先ほどのお話の中で、本人情報シートが非常に役に立ったという御意見もあるということでお伺いしておりますので、これを続けていくための議論も必要なのではないかなと考えております。

以上です。

○山野目主担当委員 ありがとうございます。

続きまして、花俣委員、お願いいたします。

○花俣委員 資料2にありましたように、中核機関に関しては、久保委員同様、私たちも大変期待しているところです。介護に携わって、本人の生活歴とか現在の状況を把握している家族は、本人の意思に即した支援を行うための重要なキーパーソンであるという点についても理解を求めていきつつ、家族が後見人に選任された場合には、適切な後見業務が行えるよう、中核機関による支援を行う仕組みが全国どの地域でも構築されることを望みたいと思っております。

地域包括ケアシステム等の既存のシステムに、さらに司法も含んだ連携が進み、認知症の人が地域で安心して暮らせるための支援体制と、それから、成年後見制度利用促進法における市町村計画が全ての地域で策定され、基本計画における中核機関を中心とした権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築され、どこにいても、必要な人に必要な支援が届く仕組みができるように期待しています。

一方で、先ほどの資料3に、後見監督人の選任に関して、2ページ、3ページ等にいろ

いろ書かれておりましたけれども、後見監督人の選任に関しては、家族の会の会員の利用者さんから、とてもよかったということと、余りよくなかったという2つの事例の代表的なものをきょう、持ってきております。

成年後見制度については、使い勝手が悪いとか、報酬が高いとか、後見人の質の問題など、否定的な情報が大きく取り上げられていますが、改善すべき点は改善を求めつつ、役割をきちんと果たしている側面をきちんと評価することも大切だと思いつつ、後見監督人さんが余り支援をサポートしてくれなくて、切り口上に、例えばお母さんが認知症のお父さんを見ていたのだけれども、負担が大きいから、グループホームに入れたい。入れようと思ったら、本人の資産を使いたかったのだけれども、銀行さんのほうで後見人をつけてください。娘さんが後見人になられたのだけれども、預金の額が大きいし、後見監督人が必要だと言われて後見監督人がついたのでだけれども、その監督人さんがきちんとしたサポートをしてくれない。

まして、お母さんはグループホームにお父さんを入れた後で、御自分の生活がおぼつかなくなってしまうので、お父さんの中からお母さんの生活費も出したいと言ったら、それは別々に管理しろ、財産目録を出せとか。その財産目録を出すときの方法についても、余りしっかりしたサポートをしてもらえなかった。そんなことで、何のための監督人なのかと非常に不満を感じられた。普通、家庭内で生活費というのは曖昧になっていることが多いのですけれども、余り文句を言う家族もいないし、そのまま普通にやってしまうのが我々の日常だと思うのですけれども、そこを決まり切った言い方でいろいろなものを強いられると、負担をかなり感じてしまう。

後見人の仕事は全く経験がないのだから、何でそのような管理をする必要があるかというあたりも、監督人さんからの説明がきちんとあって、サポートしていただければいいのという意見が寄せられました。監督人によっては、利用者側の事情も十分に聞き取らなくて、お金の流れだけを見ているような人もいます。これじゃ、困るという意見と。

一方で、お父さんが急に亡くなって、お母さんが認知症で、相続のことで兄弟間でちょっとめめたときに、監督人がついていてくださったおかげで、財産分割もスムーズにいった、その後、お母さんが施設を利用するかサービスをするということについても、監督人さんが適切な助言をしてくださった。おかげで大変助かりましたという声も寄せられています。

いずれにしても、監督人さんの質のよしあし、あるいは適切な支援を受けられるか、受けられないか、監督人がつく、つかないということについても、中核機関のシステムが充実していれば、そこも親族後見人さんはちゃんとサポートしてもらえるわけですから、この辺についても、中核機関のサポートを受けられるところと受けられないところがあるというのは、多少不公平かなと思っています。

あと、日常生活自立支援事業というのがあって、それについては、家族の会の認知症を抱える方、あるいは認知症の御本人さんにとっては、非常にハードルが低くて、日常の金

銭の出入りを管理してもらうのには非常に使いやすいシステムだという声が多く寄せられています。この事業から後見制度に移っていくような流れができると、後見制度を利用するのについても、ハードルが少し下がるのかなとも感じています。

以上になります。

○山野目主担当委員 良い後見監督人と困った後見監督人のお話、ほか御意見を承りました。ありがとうございます。

引き続き、各委員の御意見を承ります。池田委員、お願いいたします。

○池田委員 3点申し上げたいと思います。社会福祉士の池田恵利子です。

まず、1点目ですが、本人のメリットということでは、私は選任と報酬が、本人が自分で使うということを考えると一番関心事だと思っています。現在、適任者を選任して支援するという中核機関の受任調整機能の推進が言われていますが、本人の納得を得るためにも、このような仕組みが重要だと思っています。もちろん、そこには法的な面、権利擁護面等で、これまでの実績のある、専門性を培った専門職等のサポートがきちんと活用されることが重要なことと思っています。

また、このことが必要となるということは、これまで選任と報酬の問題に裏表の部分があったのではないかということです。これまで選任に関しては、高額な資産のある人は弁護士や司法書士に、そうでないなら社会福祉士、余り報酬が見込めないなら法人や市民後見人という考え方のように一般的に見られてきましたし、それを全面的に否定できない状況があったと私は思っています。

本日、最高裁資料の5ページに、報酬についてのヒアリングを利用者側にした際の意見として、育成会でいらっしゃったと思いますが、障害者の事案における後見人選任の在り方について、法人後見の活用を推進してほしいとありますが、これは議事録を確認させていただくと、長期にということだけではなく、「報酬の高い専門職ではなく、報酬が低額で済む法人にお願いしたい」という文脈でもありました。これに象徴されるように、この報酬の問題は本人や家族の一番の関心事でもあり、意思決定支援とともに、利用推進が進むか否かの実際面での一番のポイントになるものだと考えています。

そういう意味では、裁判所は意思決定支援の関与と後見人の身上保護についても評価を取り入れて、家族ではなく、本人に説明のつく報酬基準を意識してほしいと常々思っています。それは、本人の財布から報酬を払うということでは、本人の納得のいく報酬になっていかなければ、本人が使うということについて考えにくいと思います。

それとともに、身上監護に基本事務が多い低所得者は、幾ら基本の事務に加給されていても、本人の財布からの支払いは物理的に無理です。払えないという形になってしまいます。本人にメリットのある制度にするために、特に低所得者であっても成年後見人等を確実につけることができるようにしていただきたいというのが1点です。

それに関係して第二点です。低所得者でも利用できるというところでは、改めて日常生活自立支援事業との本来的なすみ分けについて考えていただきたいと思います。2000年に

成年後見制度がスタートしたときに、当時の厚生省は、全国全ての自治体で成年後見制度を補完するという意味合いもあり、基本的に社協に担わせる形で、地域福祉権利擁護事業、日常生活自立支援事業を創設し、私もかかわらせていただきました。この制度は、成年後見制度との比較において、契約を前提にするもので、補助・保佐の部分への支援を中心に担うという説明がされてきました。

だが、これでは今後、成年後見制度でも、補助・保佐類型の活用を推進するという中で、すみ分けは意味がなくなっていくと思います。また、丁寧な意思決定支援をこの日常生活自立支援事業ですと言われてはいますが、成年後見制度ではしなくていいということは決してありません。意思決定支援は、成年後見制度では必要ないし、やっていないというようなこれまでの前提は、意味を持たないと考えています。どのような制度にあっても、意思決定支援は重要です。であるとすると、日常生活自立支援事業との最大のすみ分けのポイントは、実際は何であったのか

それは、実はこれまでも社会福祉法に根拠を置くことにより、この日常生活自立支援事業は生活保護世帯の利用は無料であり、安上がりで入り口が気軽な制度として、ある部分、成年後見制度の肩がわりをし、そこから利用料の問題もあって抜けられないというところがあったのではないかとということです。成年後見制度は、ある程度資産家の財産管理の制度で、低所得や年金だけで暮らす者については使う必要がない。残念ながら、この意識は、自治体職員を初め、国民にとっていまだ一般的であると思っています。これでは、地域包括ケアや地域共生社会で、判断力の低下した低所得者は成年後見制度の利用において切り捨てられてしまう可能性があると思っています。

地域生活には、お金、そして社会サービス・社会資源の利用において契約は必須です。この低所得者の金銭管理の支援の問題について、日常生活自立支援事業は、幾つかの県がやっているように、判断能力低下を要件とせず、もっと要介護者や障害者等の金銭管理支援等の必要性を考えていただくわけにはいかないかと、私自身は思っています。

超高齢の日本社会について、今後、低所得者や年金だけの生活者に対して、成年後見制度の支援をどのように費用的に保障していくのか。現在、成年後見制度利用促進では、身上保護を重視していく方針が出されていますが、そうであれば、年金だけで暮らす低所得者や障害者の方々の制度の利用の必要性は明白で、成年後見制度の社会保障的・福祉的な意味合いがますます大きくなってきていると思っています。

私自身、これまで10カ国近くの成年後見制度について視察させていただきましたが、欧米の国々では、それぞれ自治体や州や国が、低所得者の利用には、費用や報酬を公費として支給している国が多く、担い手も地域社会での生活を成り立たせるために、親族の他に市民後見人もしくは公務員の後見人が本人側の支援として本人を支えています。成年後見利用支援事業の拡充、ぜひお願いしたいですが、成年後見に関しての補完という意味で、日常生活自立支援事業との関係整備をぜひお願いしたいと思っています。

この問題については、裁判所だけでなく、また厚労省だけでなく、きちんとした議論をし



ていただく場がこれまでなかったことが、私は大変問題であったのではないかと思います。

3点目、最後ですが、身寄りのない方の入院等の意思決定のガイドラインの研修についてのお願いと、医療同意の問題です。身寄りを当てにできない方、かかわりを持っていただけない方が地域でふえています。このようなガイドラインが出されていることについては、大変ありがたく、評価できると思っておりますが、この周知や研修が十分なのか、病院等医療機関で働く社会福祉士の団体である日本医療社会福祉協会などが自費で研修をしていますが、定員を超えての申し込みに応じ切れない状況のようです。、他のガイドラインのようにイニシアチブを国がとって、確実に研修をされるように望んでいます。

また、成年後見利用促進法には、必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずることとなっています。本人のメリットというところで、医療の利用についての問題は大きいと思います。私は、やみくもに後見人に医的侵襲行為に関する権限を持たせてほしいと言っているのではないことは、再三申し上げてきました。医療行為やターミナルに関する決定が、意思決定支援を重要視しつつ、親族や親縁者等によるチーム体制で決められることに異論はありません。

しかし、長く日本では、父権主義的な保護論の中で、弱者、患者とか認知症が進んだ方については、本人の存在そのものが軽んじられ無視されてきた中で、意思決定支援の重要性を認識するのであれば、そこに本人がいる、存在することを形として法的にも明確に位置づけるためにも欧米諸国のように、後見人による最終的な署名等も重要ではないかと考えていることを私見ではありますが申し述べさせていただきます。

以上です。

○山野目担当委員 御意見、承りました。

続きまして、伊東委員代理、本城さん、お願いいたします。

○伊東委員代理 倉敷市長、伊東の代理で参りました本城です。

市町村の一担当者としては、会議のたびに求められる中核機関に対する期待と希望が大きく、本日も最終的な目標に押し潰される思いで、ここに座っております。当然ながら、中核機関に求められる機能は、市町村のみで確立・実現できるものではありませんので、引き続き、各地域の専門職団体や家庭裁判所の皆様には、市町村への助言や協力をお願いしたいと思います。

まず、適切な後見人等の選任及び交代についてですが、後見人の推薦には、親族か専門職か、あるいは法人後見、市民後見人かという選択と、その上で親族による支援が困難な場合や首長申立てにおいては、専門職団体や後見法人の中でもどこに打診するかという選択があります。全国どこでも同じように考えた場合、考え方によってはとても困難なミッションにも感じます。

近隣市町村の担当者や専門職との意見交換でも聞かれる声として、社会資源が弱い地域においては、選択肢そのものが担保できなくなってしまう。適任者を選ぶというよりも、

地域の社会資源等に即して、いかに適切に支援するか、適切さを担保することが重要だと考えます。そのためには、三士会のみならず、さまざまな専門職団体等の後見支援への参加とともに、ある意味、後見人を特別な存在にしないチーム支援が必要なのではないかと思います。

後見人の交代については、具体的な交代要件についての整理も必要なのではないかと思うのですが、そもそも交代を要しない候補者を選任し、支援することが重要で、行政や、例えば社協といったところの中核機関が、専門職に対して指摘や指導が果たしてどこまでできるのか。ましてや、後見人の交代を求めることができるのか。行政、社協の職員で、後見の実務にまで精通した職員を確保するのはなかなか難しいことで、専門職に対する助言、支援、指導というものは、専門職団体に頼らざるを得ないことになるのではないかと思います。必要なのは、専門職団体間、団体等の横串のネットワークと、そこに行政や社協との連携があることだと思います。

判断能力の支援が必要な人を支援するというのは、そもそも難しい場面が多く、利用者にとってのメリット、満足、納得ということを考えたときには、必要な場合の後見人の交代とともに、安心して相談できることと、正当に意見や苦情が言える機会の確保が重要ではないかと思います。後見人等への報酬についてですが、申立て時ではなく、申立て前から、方針についても利用者へ丁寧に説明し、利用者と共に共有していく。手続の在り方の標準化がまず必要だと思います。

首長申立ての要件以前に、まだ報酬助成の実績がない市町村があることに、正直驚いているのですが、実績がないこととニーズがないというのは違うものの、報酬助成制度を担保するためには、報酬額や報酬助成要件の標準化が必要であり、首長申立て要件以外にも、例えば報酬助成額あるいは割合を、助成の経過年数により減額する市町村も、ところによってあるのではないかと聞いております。とはいえ、さまざまな助成要件の設定には、それぞれの市町村なりの事情もあるので、まずは、せめて都道府県単位での報酬助成要件等の統一を図ることと、国による補助の担保、特に障害者関係の地域生活支援事業の必須事業の補助率分の担保は必要だと思います。

以上です。

○山野目主担当委員 ありがとうございます。

続きます、川口委員、お願いいたします。

○川口委員 川口です。

私の資料は、資料4-2をごらんいただきたいと思います。

最初に、①の適切な後見人等の選任及び交代についての件ですけれども、推薦の在り方に関しまして一言申し上げたいと思います。中核機関においては、選任のマッチングを行う場合には、専門的判断ができる環境の確保がまず必要ということと、これによって、中立・公平な選任が確保できる。例えば、社会福祉協議会等が行っている法人後見に関して、適切なかどうか、あるいはこれは専門職がいいのか、他の団体がいいのか。このことに

関しましては、中立であり、公平であることが必要と考えております。そのためにも、専門的判断ができる環境が必要だと考えます。

この中で、専門職の推薦が行われる場合に、司法書士がいいのか、弁護士がいいのか、社会福祉士がいいのか、その他の専門職がいいのか、法人がいいのか、いろいろな問題があると思いますけれども、こういったものに関しましては、各専門職団体を選ぶ必要が私はあるかと思っております。これは、個人ではなくて、専門職団体に推薦させる方法です。

なぜかといいますと、各専門職団体において名簿登載をしっかりとやっております。これに関しましては、一定の研修単位取得や適正確認による名簿更新ということもありまして、個人に着目した場合には、研修等を受けていない場合、途中で名簿削除された場合、多くの苦情等により名簿登載者でも選任をしない場合の対応がなかなかできない状況があります。

もう一つ、名簿登載していないと不祥事の場合の保険等の適用ができないといった問題もございます。あと、個人的に頼った場合の問題点として、私が経験した中で、行政と深くつながりを持ったことによって、断り切れずに事件数を多く受任し過ぎてしまって、結局、鬱病を発症して財産管理が困難になり、不祥事を起こすこととなり自死してしまったケースというのがあります。こういったこともあって、適切な後見人を選任するには、それなりのフォローが必要だと感じております。

それと同時に、交代の件に関しましては、資料の10ページを見ていただきたいと思えます。今、リーガルサポートのほうでは、各支部において苦情対応できるような方向を探っております。それぞれの委員会等あるいは部署を設けまして、対応させていただいております。それと同時に、先ほど言いましたように、最近、鬱病等を発症する会員も中にはおります。あるいは、他の病気等で業務ができなくなっている方もおります。そういった会員支援ということも、最近強化させていただいております。

これによって、早期に相談に乗って交代していきながら、適切な後見業務ができるようにしております。そのためには、家庭裁判所との連携強化ということで、協議会等を通じまして、こういった情報交換をしながら、適切な後見業務を推進することをやっております。

続きまして、私のほうで、②の後見等の報酬見直しを検討するに当たり、どのような点に留意すべきかということに関して、話をさせていただきたいと思えます。これに関しましては、まず報告において、意思決定支援等を含め後見業務を適切に判断してもらうためには、先ほども指摘がありましたように、報告や資料が多くなる可能性があります。この辺に関しまして、それを避けるべきと考えております。そのためには、報告様式の統一をお願いできれば。先ほど宇田川様のほうから、裁判官独立の原則があって、なかなか難しい点があるという御指摘がありましたけれども、意思決定支援や身上監護重視の考え方を全国に普及させ、極力、全国どこにおいても同じような形での評価がされるということが、この後見制度を津々浦々まで発展させるためには必要かと考えております。

それと同時に、申立て時に報酬の額がわからないという点に関しましては、申立ての躊躇につながるのではないかとあります。現在、報酬の目安というのは、財産の多寡に応じて出ております。ただ、先ほど宇田川様から話がありましたように、後見事務を細分化することによって、それぞれの報酬に関しての基本的なものが出てくるところを積み重ねることによった、この目安的なものが可能かと思っておりますので、統一するのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、ぜひこういったものを出していただけると、促進につながるのかなと思っております。

あと、報酬に関して、成年後見制度利用支援事業の件に関しまして、先ほど久保様のほうから、利用者側からしても、これが拡充されないと非常に心配であるという声がありました。これは、我々専門職側においても同じことが言えます。

ここで言いたいのが、1点、まず、専門職後見人のコストというのは、例えば市民後見人のコストに比べると安いという点は認識いただきたいと思っております。私は市民後見人を推進しないというわけではなくて、これは推進することによっていろいろな波及効果もありますし、それをしないといけない地域もあります。地域によって違うと思いますが、専門職のいない地域ではコストをかけてでも必要ですし、寄り添い型の後見が必要な場合もありますし、何より中核機関にとって後見人支援機能も含め多くの機能が稼働するようになります。それとは別の話として、お話しさせていただきたいと思っております。

我々専門職というのは、自らの費用で研修あるいは事務所の維持をしております。ですから、報酬以外に基本的維持コストはかからないのです。市民後見人の場合は、報酬が安くても、その募集から養成あるいは支援・監督といった基本的維持コストのために、税金の投入が必要になります。それは、年間1人当たり50万から100万と言われております。この基本的維持コストの差というのは、非常に大きいわけです。被後見人一人につき5年間の基本的維持コストの差は250万～500万円あります。

これに対して、利用者側から、先ほど久保さんのほうからも、ほかの方からも、専門職の報酬は高いという話がありました。確かに、報酬に関しては利用者側からすると、後見人等の報酬を本人から支弁する訳ですから専門職に関しては高いというイメージがあるのは当然と思っております。では、市民後見人、法人後見は安いのかというと、市民後見人等の報酬は確かに低廉かも知れませんが、コストの面からすると実際は専門職後見人の方が低いのです。国（民）の負担の点から見ると専門職後見人の総合的コスト（基本的維持コスト＋報酬）は高くはないというところの認識が、私は必要だと思います。

ドイツでは130万件の世話がありますが、低所得者に対する専門職後見人（世話人）の報酬助成が法務省からしっかり出ています。成年後見制度が人権擁護のインフラなのであれば、国が責任をもって報酬助成をすべきであり、しっかりした報酬助成制度（成年後見制度利用支援事業等）を採用して専門職後見人を利用する方が、国（国民）にとってコストが掛からないと言うことです。本来低所得者に対しては国が負担すべき費用を本人支弁とすることで当事者からは報酬が高いという批判が専門職に向けられていますが、批判

されるべきは後見人の報酬が高いということではなく、国が負担すべきコストを本人（低所得者）から取ろうとする形にあるのです。

それと同時に、そのための成年後見制度利用支援事業ですけれども、現在、厚労省の調査によりますと、90%以上の市区町村で設置済みということになっておりますけれども、資料を見ますと、実際に利用されているのは、ほぼ首長申立てに偏っています。本人申立て、あるいはその他の親族申立て等は、利用ということに關しますと、1桁台から2桁の前半と非常に少ないわけです。非常に使いにくい制度となっているところに関しては、改善していかなければなりません。使いやすい制度にするためには、制度が設置されただけではだめですし、要綱があるだけではだめで、首長申立限定解除や予算・窓口の限定解除も含め国民が利用しやすい制度にすることだと思えます。この点に關しまして、もう少し突っ込んだ議論をしていく必要があるかと思えます。

我々、リーガルサポートの会員に調査しましたところ、現状、約1割の者が、全く報酬を受領できないか、非常に低額な報酬で我慢しているという状況があります。さらに、1割が報酬助成を使っております。ですから、報酬助成を全く受領していないものを合わせますと、2割ということになります。なおかつ、最高裁から提供いただきました資料によりますと、平成30年の50万円未満の事件の割合というのは、36%に達するという話を聞いております。ますますこの問題が大きくなっていく。これから成年後見制度の利用を促進していく中で、この問題を無視して報酬の見直し等も難しいと考えております。

なお、後見人が就任することによって、滞納した税金がふえる、あるいは債権があったのに、回収できていないものが回収できるといったメリットもございます。こういった面も含めまして、促進していく中で、成年後見制度利用支援事業をぜひ拡充・確立して、利用者も、後見人になる専門職も安心して就任できる状況をつくっていくことによって促進が図られていく。

このことは、最後に公益信託成年後見助成基金というものを、国の報酬助成制度がしっかりするまでの間補助的にということで、我々のリーガルサポートのほうで用意しております。これに關しまして、その状況を資料の18ページに表として掲げております。年々増加しまして、平成30年だけ少なくなっていますが、これは応募者の増加に耐え切れなくなりまして、1人3件まで認めていた申立てを1件に絞った結果で、実際には年々ふえております。31年度は、400名を超える申し込みがありました。1件でも利用したいという人、いわゆる成年後見制度利用支援事業等の助成制度が利用できないので、最後の頼みの綱として、月1万円を割るものがございますけれども、これを利用したいという人が年々ふえているということを考えていただければなと思えます。

以上でございます。

○山野目主担当委員　ありがとうございます。

続きまして、住田委員、お願いいたします。

○住田委員　では、私からは3点、意見を述べさせていただきます。

1点目として、後見監督人の報酬についてです。後見監督人の業務については、今、川口委員の御説明にありましたように、資料4-2で丁寧な説明がされており、財産管理を中心とした多岐にわたる業務があることがよくわかります。監督人報酬が適切に支払われることに異論はありませんが、本人の資産が多い場合、監督人報酬も高額になることへの不満は、中核機関においても時々聞かれます。

例えば、交通事故や疾患により重度障害になった場合、若い方であれば家族があり、保険金は本人の生涯賃金に相当する額が支払われます。そのような場合、そのお金は本人だけでなく、家族の生活費や子供の学費に充当したいと親族は考えますし、本人も同様に考えて保険加入してきたと思われれます。しかし、保険や補償金により一時的に増額した本人資産を基準として監督人報酬が決められると、家族はこの先、数十年、報酬を支払い続けることに相当な負担と不安感を持ちます。後見制度は、本人のために財産を活用することが本旨ですが、本人がもしもに備えて家族のために用意してきたものを、家族のために活用することへの理解は重要だと思われれます。

高額な監督人報酬によって、子どもの学費が消えることにもなりかねません。管理財産が高額であっても、そのような場合の補償や保険金の意味をもしんしゃくして、個別性に応じた財産管理や監督人報酬の額を算定していただけないものかと考えます。

2点目として、監督人の業務についてです。本日提出しております資料4-3、中段、「資料2の3頁」とありますが、申しわけありません。これは誤りで、最高裁資料3の3ページのことについて、委員提出資料として出しています。

親族後見人に対する支援という観点から専門職後見監督人に期待される役割という点について、財産保全の考えが強い監督人の場合、親族後見人に対して厳密に財産管理をすることを求めます。監督人は親族後見人に対して、日常的に本人が使うお金を全て把握するよう指導したり、本人が使うお金を必要以上に制限する等、結果的に本人と親族後見人との関係が悪化してしまうことがあります。

さらに、親族後見人は、本人と監督人との板挟みになり、心理的負担から親族後見人を継続することが難しくなり、辞任に至ったということもあります。

今年度、意思決定支援ガイドライン作成と並行して、意思決定支援を踏まえた後見業務に関する研修について検討されていますが、監督人も意思決定支援を基本に、財産管理だけでなく、本人の望む、よりよい暮らしの実現に向けて、親族後見人をサポートすることを学ぶことが必要だと思います。

また、高齢の親族後見人が後見事務報告のため、公共交通機関を乗り継いで監督人の事務所まで赴くことで、相当の負担を強いられている方もいます。時に、後見監督人が本人や親族後見人の自宅等に行き、本人の思いを確認するということが必要なのではないのでしょうか。今後、中核機関がそのような親族後見人の相談を受けたとき、監督人への仲介や連絡をすることも想定されますが、専門職団体におかれましては、会員への中核機関の役割などの周知を重ねてお願いしたいと思います。

3点目、身寄りがない人の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインでは、身元保証団体についての考え方も示されていますが、行政の生活保護担当者が、判断能力不十分な方に安易に身元保証団体をつけて施設入所を勧めることがあります。要保護の方たちの中には、身寄りがなく、成年後見制度が必要な方も多くおられます。本ガイドライン等を地域の関係機関への発信元である行政機関においては、担当部署だけでなく、特に権利擁護支援に関連する部局への周知を徹底していただきたいと思います。

最後に、裁判所への質問ですが、第2回のワーキングで意思決定支援ガイドラインについての議論がありましたが、後見人が行う意思決定支援と報酬との関係はどのように整理するお考えでしょうか。後見人の交代についても、本人が何らかの事情で交代を希望する場合には、意思決定支援についての課題が包含されていると思います。裁判所が国や関係者団体と一体となって後見人の意思決定支援ガイドラインを作成し、推進するに当たり、後見人からの相談対応をされている書記官や、後見業務をジャッジする裁判官など、裁判所職員が意思決定支援を理解するための研修を受講するなどのお考えはあるのでしょうか。

以上です。

○山野目主担当委員 ありがとうございます。

裁判所へのお尋ねは、全ての委員から御意見をお出しいただいた後に御発言をお願いします。先ほど、櫻田委員から、診断書の今後の利用促進についての問題提起もありましたから、裁判所において、あわせて御所見があれば、後ほど承りたいと考えます。

続きまして、瀬戸委員、お願いいたします。

○瀬戸委員 瀬戸でございます。

私は、医師・医療現場という立場から、意見というか、感想を述べさせていただきます。今回、成年後見制度の利用を促進するという立場から、この意思決定支援ガイドラインの話をしさせていただきます。我々医師・医療現場というのは、ガイドラインがいろいろ出てきております。ただ、医療法で本人・患者さんの判断能力がある、なし、また程度にかかわらず、この方に対して適切な医療の説明を行う。これが法律で決められております。

ですから、まずそれが大前提にあるということで、いろいろ出ますけれども、委員の先生方御存じのインフォームドコンセントの問題です。説明と同意ではないわけです。納得と同意である。本人が納得しない限りは、幾ら説明していても法的にはだめだ。医療事故になったときは、全くだめ。その上で、このガイドラインというのが出てきたというのは、我々、医療現場は非常に重要視している。ただ、お願いしたいのは、このガイドラインが幾つも出てきている。認知症の人の日常生活・社会生活上の意思決定ガイドライン。障害福祉サービスのサービス提供に係る意思決定支援ガイドライン。それから、人生会議、ACPのガイドライン。

医療現場は、今、非常に混乱しております。ただ、ガイドラインというのは、あくまでも参考指標ではなくて、ガイドラインというものが出たからには、我々医療現場はこれを遵守します。これに従う。その中で、今回、成年後見という方がどう扱うかということ

非常に重要な問題でやっていきたいのですけれども、意思決定支援というのは、我々医療現場でやることは、何らかの意思を決定支援する。インフォームドコンセントするときには、当然ですけれども、繰り返し作業。繰り返し作業というのは、例えば認知症の方は、きょう言ったことがあした変わるわけですから、その繰り返しをずっとしなければならぬ。

このガイドラインが出たからには、後見人の方、その他、保佐する方たち、御家族の方たちも、その繰り返し作業につき合っていただく。そのような方がいなければ、我々医療現場は大混乱しますので、ぜひお願いしたい。

それと、途中でも出ましたし、厚労省の方か、最高裁か、意思決定支援研修を来期行うか、予算がついて新規事業で行う。ほかの認知症の方の日常生活・社会生活の意思決定ガイドラインとか障害福祉サービスとかもあるのですけれども、今回もそれを受講する対象者は、後見人等を対象にする。いつも思うのですけれども、実際に携わる我々医療現場に対する周知というのは、法的にはないし、国からの研修では行われぬ。当然ですけれども、御要望があるのは、医療現場がよくわかっていないと言われるのですけれども、医療現場は、この通知文をもって、例えば日医、その他各都道府県医師会に、この研修を積極的に行えということ、全く予算立てもなく、我々が資料をつくり、今回も意思決定支援ガイドラインが出たときには、印刷物を全て我々が作り、やっております。

これは、当然予算の問題もありますけれども、やるのであれば、どちらもきちんと研修する。そして、周知しない限り、医療現場に周知がいま一つ不十分であるという御意見は当然あると思います。ただ、そのシステムが余りない。きちんとした順序立てをぜひお願いしたいと思います。

同じく、それについて言うならば、もう一つ、委員の皆さんに御理解していただきたいのは、先ほどの医療法の問題もありますけれども、保険診療というルールがあります。保険診療のルールでは、例えば7日以内に全ての計画書をつくらなければならない。それがおくれたときに、意思決定支援がおくれた。その後作成したものというのは、これは保険診療上のルールではアウトになり、返還になります。そのような全てのルールに基づいて、ルールの上で動いていくということ、お互い協力し合ってやっけないと利用促進にならない。ぜひお願いしたい。

最後に、診断書と本人情報シートについて、先ほど久保委員のほうからお話もありました。おっしゃるとおりで、診断書の温度差は非常にあると思います。ただ、これはどのような書類でも同じで、きちんと書く先生はきちんと書く。ただ、きちんと書かない先生にいか研修していくかということは、研修制度で周知をシステムとしてきちんとやっていく。我々は、内部ではきちんと研修を常にやっております。

今回、最高裁で改定されました、4月から行いました新しい診断書フォーマット、本人情報シートの研修は各地でやっております。医師会主催で、医師に対しては一生懸命やっております。テキストもつくって配布しております。ただ、そこに来る先生と来ない先生



はもちろんいます。その底上げも一生懸命頑張りますけれども、書く先生によりきちんと書いてもらうということが1つ。

それから、本人情報シートについて私見を述べますと、今、医療現場で少し問題になっているのは、本来、本人情報シートというものは、我々が診断書を書くときに、この人の日常生活をよく知っている方の日常生活に対する参考情報ということで、先生の医療判断に勘案することではなくて、診断書を書くための参考資料であるというルールでやっていたのです。ところが、幾つかのケースでは、本人情報シートが判断能力についての程度のようなことをどんどん書いてくる案件があったり、また、本来はその方をよく知っている人が書くはずだったものが、書いている方が違う。余りいない家族であったり。本来の目的であった本人情報シートと違ってきたときに、私は非常に問題になってくると思う。

今回、50%と、非常に進めていかなければならないのと、この50の中で診断書を作成したときに、本人情報シートを利用したか、しないかというのを見ると、実は利用しないというのも結構ある。本人情報の提供は受けた。利用はしていないというのもありますから、本人情報シートをせっかくつくって、これがいい形で利用できるようにやっていただければ。

以上でございます。

○山野目担当委員 瀬戸委員に御案内いたしますと、ガイドラインが現場であふれ返っていて、中身を見ると厚生労働省の複数の局にまたがって、ばたばたたくさん出ているということについては、前回会議で指摘があり、整理を求めるというお話がありました。厚生労働省の事務当局として受けとめていることと考えますから、引き続き見守っていただきたいと望みます。

続きまして、手嶋委員、お願いします。

○手嶋委員 最高裁家庭局、手嶋でございます。

私からは、中核機関と家庭裁判所の連携の在り方について意見を申し上げたいと思っております。その前に、先ほど御説明させていただいた「適切な後見人等の選任及び交代」と「報酬の在り方」に関して、2点だけ付言させていただきたいと思っております。

まず、1点目の「適切な後見人等の選任及び交代」につきましては、裁判所としても、基本計画の目指す運用改善に向けて、専門職団体等とも認識を共有しながら、運用上、精いっぱい工夫をしていきたいと考えております。しかし、これは中核機関等に代替し得るものではありませんので、先ほど本城様から押し潰されそうという御発言もあったところではありますが、中核機関等の一日も早い機能充実を待っていますということを、改めて付言させていただきたいと思っております。

2点目は、「報酬の在り方」ですが、これは検討・配慮すべき事項が多く、非常に難しい課題と認識しております。ただ同時に、検討の過程で、報酬の検討の前提とな事務の内容、すなわち成年後見人に標準的に期待される事務が何なのかという点について、改めて考え方が整理され、専門職団体等とも認識が共有されつつあるということは、それ自体、

大きな収穫であると考えております。

ヒアリング等におきましても、利用者側の方々からのお声も直接伺うことができまして、極めて貴重な機会であったと認識しているのですが、報酬に関連して、いただいておりますさまざまな御指摘も、期待される事務の標準が十分に整理されておらず、その共通認識が形成されていなかった点に由来する部分も大きいように感じております。この会議の場でも、監督事務の内容・報酬についても、いろいろ御指摘いただいているところでございますが、これも共通する部分があるように感じております。こうした整理をさらに進めた上で、全国の家庭裁判所におきまして具体的な検討を進めて、報酬算定についてもわかりやすいイメージを提示できればと考えています。

続きまして、本日の「主な論点」の①の3つ目のポツの「中核機関等と家庭裁判所の連携の在り方」に関して、意見を述べたいと思います。資料4-4をごらんください。

裁判所が御本人のそれぞれのニーズに応じた適切な後見人等を選任する場面、つまり資料で言いますと左側の囲み部分になります。そして、その後の状況の変化に応じて、柔軟に必要な後見人等との交代を行っていく場面、これは資料では右側に当たりますが、これらの場面では、中核機関や地域連携ネットワークから家庭裁判所に対して、本人が必要とする支援の内容や後見人候補者に関する情報など、御本人や後見人に関する情報を提供していただくことが必要不可欠です。

また、逆に、資料の真ん中に当たりますけれども、中核機関等が本人や親族後見人に対する支援を行っていただくためには、どなたについて後見等が開始され、どなたが後見人等を選任されたのかといった支援の前提となる基本的な情報が不可欠でして、これを家庭裁判所から中核機関等に提供する必要があると考えられるところです。現に、幾つかの地方自治体からは、家庭裁判所に対して具体的な情報提供の要望も寄せられているところです。

この裁判所と中核機関等との間の個人情報の提供と共有については、御本人や後見人等の同意を得た上で、同意が得られた範囲で情報を提供・共有する限りにおいては、個人情報保護の観点からも基本的に問題はないと考えられるところです。しかし、例えば後見人等の御本人に対する虐待が疑われるようなケースなど、当事者の同意を得ることが困難、または事案の性質上、考えにくい場合というのも想定されるところでして、このような場合には、御本人や後見人等の同意なしに、裁判所と中核機関等の中で個人情報を提供・共有することが必要になる場合もあると考えられるところです。

しかし、そのような情報の提供・共有については、必ずしも法的な根拠が明確ではなく、またどの範囲の情報を提供・共有することができるのかといった点でもルールは明確ではございません。このため、現在、地方自治体や家庭裁判所では、後見人支援等に関する先進的な取組を行う意欲があっても、情報提供をちゅうちょせざるを得ず、取組が進まない状況にあるところも少なくないと認識しております。

この問題は、制度を利用する方々の個人情報の保護にかかわる、大変重要なものだと認

識しておりますので、関係する省庁等で議論を行い、問題点を整理した上で、個人情報の提供と共有に関するルールを定め、所要の対応を行う必要があるのではないかと考えているところです。そこで、ぜひ関係省庁や専門職団体等も含めた協議の場を設定し、検討を進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山野目主担当委員 御意見を承りました。

続きまして、弁護士会のほうからの御意見を土肥委員から承ります。

○土肥委員 4-5の資料を提出いたしましたので、それに基づきまして意見を言わせていただきます。

まず、後見人の交代に関する意見でございます。事案に応じた適切な後見人であることが重要であるという認識を、弁護士会全体としても持っております。後見人は、本人の支援者でありまして、その事案に応じた後見人であるということが最重要であると。この適切ということは、選任時においても適切でありますし、長かったり、短かったり、いろいろですけれども、その後の事案の経過に応じてモニタリングも行われて、後見人の交代が必要だという場合も当然にあると思っております。

モニタリングは、中核機関の職務とされておりまして、いろいろな面で中核機関の業務というのは本当に重要だと、改めてこれをつくりながら思っておったところでございます。中核機関については、弁護士会としても十分な協力を行っていかなければならないと思うところでございます。

次のページですけれども、後見人の適切な交代についての弁護士会の対応ですけれども、現状、本人や親族、福祉関係者から意見や苦情を受ける場合がございます。内容によっては、弁護士後見人から事情聴取して、名簿登載とか候補者推薦に関して考慮するなどのことが行われております。また、事案によっては、家庭裁判所と情報共有の上、辞任を勧告するというのもしております。今、手嶋委員からも御発言ありました。ちょっと違う場面かもしれませんが、プライバシーや個人情報保護への注意というのも必要になると認識しております。

次の3ページですけれども、弁護士後見人が選任される場合の実情ですけれども、弁護士後見人が選任されている事案には、親族間に意見の違い、紛争がある。複雑な法的課題がある。訴訟が継続しているという場合も多くありまして、その詳細な内容を、苦情を受けた場合に弁護士会として全て把握できない。または、プライバシーや個人情報保護の観点から、把握することが適切でないという場合も多くあります。

親族や福祉関係者からの苦情や意見については、ほかの親族等からはほかの意見が聞かれるということもありまして、どちらが適切なのかを判断することは、後見人自身あるいは家庭裁判所でなければ困難な場合も多くあるというのが実情でございます。将来的には、中核機関、言うたびにちょっと恐縮しますけれども、事案の事情を把握していただいて、家裁と連携していくことが必要かなと思えます。

次のページですけれども、後見人の交代というのは、家庭裁判所の審判が必ず必要とな

っております。解任と辞任と2つあるわけですが、解任事由までは認められない場合でも、辞任により、事案に応じた一番適切な後見人への変更は可能であり、私自身も何件も経験がございます。家庭裁判所に、事案の実情、現後見人の後見事務遂行の問題点、後任後見人候補者の適性に関する事情、親族の意向などの情報が適切に集積されていくということが重要だと思っております。本人のいろいろな状況、全ての情報が家庭裁判所に集まっていくわけでありまして、それに基づいて担当裁判官が適切に判断することができる。

ただ、地域や専門職団体には知り得ない、知らない情報が裁判所にはあるということも、実際問題、たくさんありまして、最終的には担当裁判官の判断になる。その前提として、いろいろな情報は上げていくことが必要なのかなと思っております。

次のページですけれども、後見人の適切な交代ということで、解任と辞任、2つの方法があるということがございます。解任というのは、一口に言えば、不祥事を代表とする著しい職務違反になりますし、辞任というのも、正当な事由があるときとなっているのですが、この正当な事由というのは、それほど硬直的には判断されていないと実務的には思っております。

次のページ、具体的な解任ケースということで、深刻な職務違反があれば、すぐにでも解任が行われたりということで、専門職団体にも連絡が来て、そういう裁判所と専門職団体の情報共有体制というのは、かなり進んでいると認識しております。

次のページの辞任ケースですけれども、専門職後見人の必要性がなくなった。弁護士で言えば、訴訟があったのだけれども、終わったという場合で、市民後見人にリレーするとか、あるいは紛争がなくなったとか、るる言われております専門職後見人の後見事務遂行に疑問があったりして、後見人と本人あるいは親族の方との信頼関係がどうしても築かれない。ほかの方にかわったほうが、事実上、いろいろな意味でいいというケースももちろんあります。そういう現状での課題を把握して、辞任とともに、適切な後見人に交代するということは、事実、行われておると認識しております。

ここでまた中核機関が出てくるのですけれども、地域連携ネットワーク・中核機関の役割ということで、本人の現状と後見人の事務遂行の課題、親族やいろいろな方の意見を集約・把握して検討して、地域連携ネットワークの中に私ども専門職も入らせていただき、またいろいろな福祉関係者の方も入らせていただいて、その知見も生かして後見人の交代の必要性を判断していくということも期待されていると思っております。特に、裁判所に適切な情報提供を行っていけば、適切な後見人に交代ということも行われていくことになっていくと思っております。

最後に、報酬ですけれども、今、後見事務に応じた報酬という方向性が言われておりまして、身上保護事務を含めまして、後見人がすべき基本的事務、付加的な事務について整理も行われておるところです。その事務の内容と事務量に応じた報酬という方向性に、特に異論はございません。もしやらなければ減額になるということも、当然のことだと認識

しております。

専門職後見人といたしましては、その専門的知識と経験が当該後見事案の課題解決に必要ということで選任されたということになりますので、その専門性が適切に評価される報酬基準になっていただきたいと希望しております。

利用支援事業の拡充も必要だと思います。

次の資料は「大阪家裁後見センターだより」というもので、大阪家庭裁判所の後見センターが、大阪弁護士会の会報に2カ月に一遍ぐらい連載しているものだそうでありまして、ちょうど辞任についての手続を解説されておりまして、本人の意思を尊重してとか、非常に参考になる資料だと思いましたので、ぜひお読みいただければと思います。

以上です。

○山野目担当委員 それぞれの御意見を承りました。

水島委員、お待たせいたしました。

○水島委員 では、私から3点お伝えいたします。

まず、後見人等の報酬、③の部分についての議論でございます。現在、報酬の在り方についてさまざま議論されていますが、再三申し上げているとおり、協議の上で決められた報酬について、ちゃんと得られるような体制・環境がなければ、結局絵に描いた餅になってしまうということを懸念しています。

さまざまな背景事情を少し振り返ってみますと、以前の専門家会議で、今の成年後見人制度の実情に関しての青森県内のデータなどもお示ししましたけれども、青森家庭裁判所によれば、第三者後見人が選ばれているケースの2割以上が、選任当初の段階で本人の財産が50万円以下で、報酬が期待できないものとなっています。こういったケースが、恐らく全国で生じているものと思われまして、そういった調査も望まれます。

今までは、専門職後見人を含む第三者後見人は、ある種のプロボノ活動の一環として行っていたような側面もありますが、最近では推薦者を用意できないとか、さまざまな課題も生じており、もはやボランティアで行うには限界に達している地域もございます。

そのほか、生活保護の方の場合のように、日常生活自立支援事業においては国の助成もあって利用者の方は無料で利用できるのに、それが成年後見制度に切りかわったときには本人の財産から差し引かれてしまうという構造が、制度の利用促進の阻害要素になっている側面もあります。この点、法テラスでも、生活保護等一定条件に該当する方に対しては、償還費用の猶予・免除などの措置をとっているわけですが、あくまでも後見等申立に関する代理援助費用に限定されており、後見人の報酬は民事裁判手続の準備、遂行に係る費用ではないという理由で支出することができないことになっています。

成年後見制度利用支援事業についても、自治体によって要件がまちまちで、住む地域によっては、特に低所得の方は成年後見制度が事実上利用できないような地域もございます。

さらに、今、マッチングの一場面として、後見人の交代を柔軟に行っていこうという流れもありますが、これも本人の資産状況から現在の後見人等が報酬を得られていない状態

だということがわかったときには、次の後見人にバトンタッチする上でなり手不足などの問題が生じるだろうということが容易に予測されます。

そういった状況の中で、先ほど伊東委員代理もおっしゃったかもしれませんが、国の仕組みとして、最低限の社会保障の一つとして、この成年後見制度を考えるべきではないかということです。家庭裁判所が審査した結果、この方にとって補助、保佐、後見が必要だという形で審判を行うわけですから、誰が申し立てるかということは問題ではありません。申立人が誰かということの問題とするのではなく、ご本人にとって成年後見制度を利用することが必要な場面では、国は社会保障の一つとして、後見人等の報酬を適切に確保できる体制を整えていくべきと考えます。また、報酬の助成金額については、既に各自治体で適用されている標準的な助成金額がありますので、そういった基準を意識しておく必要があるものと考えます。

さらに、NPO・公益財団法人などの公益的な活動を行う団体が報酬助成のための基金を拡大することや、法テラスを活用して成年後見申立てに至ったご本人の後見報酬については総合法律支援法の民事法律扶助事業の拡大等によってカバーするなど、さまざまな機関、省庁による検討が必要ではないかと思われます。成年後見制度の利用を希望する方あるいは必要とされる方が、お金がないという理由をもって利用ができないという事態にならないように、法整備を含めた議論が必要と考えます。

時間がなくなりましたので、以降は手短にお伝えします。診断書の在り方の検討については、実際に本人情報シートが具体的にどのように使われているのかという検証も行う必要があると思われます。特に、意思決定支援の観点が十分意識された形で本人情報シートが作成されているのかどうかという点の調査が必要と考えます。

最高裁の説明によると、定期的な後見類型の見直しの機会を確保するために、制度をすでに利用している本人に対しても本人情報シートを活用することが期待されています。つまり、後見等申立ての場面だけではなく、後見人等選任後に本人の状況や支援者による支援状況に変化があった段階において、本人情報シートを活用していくことが本人の意思決定支援の観点からも重要ということです。どのような場面で本人情報シートが多く利用されているか、しっかりと数字を把握しつつ、何らかの課題があれば検討していく必要があるのではないかと考えます。

最後に、3番の成年被後見人等の医療・介護等における意思決定が困難な人への支援等の検討についてです。これも、瀬戸委員がおっしゃったように、すでに意思決定支援に関するガイドラインがさまざま出てきております。各ガイドラインの研修については、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインや障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインのように、指導者研修や各自治体における研修を行うための準備を始めているものもあれば、なかなかそうならないガイドラインもあると聞いております。これらの意思決定支援ガイドラインの趣旨からすれば、後見人等としても支援チームの一員としてかかわっていくことが想定されますので、後見人等もこうし

たガイドラインを学ぶことのできる機会が必要と考えます。また、成年後見人以外の支援者の方々にも、これらのガイドラインのコンセプトが共有されるような研修を積極的に実施するなど、意思決定支援ガイドラインを共通言語にチームとしての支援を進めていけるような体制づくりが求められているものと考えます。

以上です。

○山野目主担当委員 御意見を承りました。

続きまして、新井主査におかれましては、本日の論点をごらんになられて、どのように考えておられるでしょうか。

○新井主査 私からも、3点申し上げたいと思います。

第1点目は、報酬の減額についてです。例えば、身上保護についての活動が十分でなかった場合には、報酬を減額するという点については私も賛成です。かつ、裁判官の独立性を考慮した職権行使であるという特性も生かしながら、それを進めているということもよくわかりますし、その方向でよろしいと思います。

その上で申し上げたいのですが、報酬が減額されるということは、つまり成年後見人等の活動が不十分な部分があるということです。もちろん、報酬が減額されれば、それは成年後見人にとってのデメリットであるわけですが、それ以上に本人のデメリットでもあるわけです。つまり、本来受けるべき後見サービスを受けることができなかったのですから、ここで重要なことは、十分でなかった部分をどう是正するかということが検討課題として大切だと思います。報酬を減らしたら、それで全て終わりではなくて、なぜ減らして、不十分だった部分をどうリカバーするかということが重要です。

ですから、裁判所のほうでも工夫していただきたいのは、こういう理由で減額するので、このところをきちんと対応してほしいという指示を出せるかどうかということを検討していただければと思います。後で申し上げますけれども、私がちょっと関与している公益信託でも、例えば成年後見人等の本人との面会の回数が非常に少なかった場合は、面会の回数が少ないので減額します。したがって、面会の回数をこれぐらいにしてください、面会のときには、こういうことを尋ねてくださいという指示を出すこともありますので、そういう対応をお願いいたします。

2点目は、専門職後見監督人による支援という考え方についても、私は賛成いたします。ただし、専門職団体の対応として、本当にそれができるかということについては、やや疑問なしとしません。というのは、専門職について、よく聞くのは、例えば御本人の親族が専門職後見人に、この事務については、どうなっていますかなどと説明を求めると、多くの専門職は、それはあなたに言うことではない、これは私の仕事なのだということで、情報を一切出さないということをよく聞きます。

そういう専門職が、先ほどの説明によりますと、相談対応とか指導・助言ということがきちんとできるのかということについて、やや不安があります。ですから、もしこれをやるのであれば、専門職団体についてもきちんとした研修が必要ではないでしょうか。研修、

研修で大変だと思いますけれども、そのような対応が必要だと思います。

私が、ここで提案したいのは、専門職という概念を少し広く捉えたらどうかということです。品川区では市民後見人を活用する場合は、社会福祉協議会が後見監督人を数多くやっています。それから、新たな人材を求めています。例えば、家庭裁判所に参与員という方がお仕事をされていますが、金融機関のOBなどが、少し福祉のことも勉強してもらって、新たな人材として、専門職ではないのですけれども、後見監督人による支援を行っていただくということも考えていただいたらどうでしょうか。新たな人材の活用ということです。

3点目ですが、川口委員が提出した資料の16ページ以下の公益信託についてです。これは、報酬を助成する制度として非常に画期的なものでして、19ページを見ていただくと、当初2000万円から始まったのが、今、4億円を超えているということですが、1つ大きな問題に遭遇しているのです。それは何かというと、これだけ信託財産が増加したのは、実は寄附が多くあったからです。遺贈によって、これだけふえてきたわけですが、受託者のほうは、包括遺贈については受けません。なぜかというと、包括遺贈だと債務が発生することがあったり、あるいは相続人間の紛争に巻き込まれるということがあって、非常に消極的な対応をとっているのです。

他方、私の知っている限りでは、国境なき医師団とか日本野鳥の会とか、それから品川区なども寄附を問題なく受けています。包括遺贈も受けているということなのです。ですから、そのあたりは、これは法務省のマスターになるのでしょうか、ガイドラインとは言いませんけれども、もう少しこういう公益信託がスムーズにできるようなアイデアというか、考え方の整理をしていただけたら、大変ありがたいと思います。

以上です。

○山野目担当委員 ありがとうございます。

委員の1人としての私からは、本日、資料4-6として書面を提出しております。申し上げたい意見は書面のとおりでございます。

ここまでで委員の方々の御意見を伺いました。その過程で、幾つか裁判所に対するお尋ねがありました。最高裁判所事務総局から御発言をお願いします。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課長 家庭局第二課長の宇田川でございます。いろいろと御指摘ありがとうございます。

住田委員のほうから、意思決定支援ガイドラインの関係で、意思決定支援と報酬算定の考え方の関係について御質問をいただきましたけれども、この点につきましては、最高裁判所から各家庭裁判所に今年の1月に情報提供している、後見人が行う事務の内容を整理した資料におきましても、例えば身上保護の基本的な事務の内容として、御本人の意思の尊重の部分、御本人の状況の把握、医療・福祉関係者などの御本人の支援者との連携ということも盛り込んでおり、これらの事務が報酬算定に当たって考慮されるものと整理しております。

意思決定支援が必要な事案について、どのように支援を行ったかというところについて



も、事務の一内容として考慮されていくものではないかと考えております。この点につきましても、今後、家庭裁判所における検討において、さらに検討が進められていくものと認識しております。

意思決定支援ガイドラインの関係は、現在、最高裁判所を含め、厚生労働省、それから専門職団体との間でワーキング・グループを立ち上げ、協議しており、利用者側の方からも意見を聴く予定です。この議論の状況についても各家庭裁判所へ情報提供しており、意思決定支援ガイドラインが完成した際には、事前に情報提供を行い、周知を図っていきたいと考えております。意思決定支援は、通常、行うべきことが期待されるものとして整理され、参考とされるものという位置づけでございますので、裁判官としてもしっかり内容を把握していくものと考えられるところです。

それから、櫻田委員から、本人情報シートの関係について御指摘をいただきました。現時点では、半数程度というところもあるのですけれども、地域によっては9割に近い利用状況となっているところもございます。そういったところも踏まえて、裁判所としては、活用が進んでいる地域の実情や、周知など、どのような取組を行ったのかということも共有した上で、全国的に本人情報シートの利用を進めていきたいと考えております。そのほかの関係団体への周知も、引き続き行っていきたいと考えているところです。

また、瀬戸委員からも、本人情報シートの実情についての課題をいただいたところでございまして、さらに、その実情を踏まえて、どういうところをアップデート、改善していくべきかということもあわせて検討を続けていきたいと考えているところです。

それから、支援の観点から選任した場合の後見監督人についても幾つか御意見をいただきまして、よい監督人と悪い監督人のお話も花俣委員からいただきました。まさに、これは専門職団体との間でも、中核機関が整備されていない現状において、支援の観点から後見監督人に期待する役割ということで、検討の基本となる考え方を整理し、各家庭裁判所に情報提供しております。

この「支援」という観点からの後見監督人の選任を進めていくためには、専門職団体との間で、後見監督人の事務として、どういうことをしたらよいのかということについての認識共有が極めて重要であると考えておりまして、各家庭裁判所においても、そういった観点から、各専門職団体とどのような後見監督人の役割が期待されるのか、認識共有に向けて意見交換、協議を進めていく必要があると認識しています。最高裁判所としても、そのサポートを引き続き続けていきたいと考えているところでございます。

お尋ねいただいた点で、漏れていたところがあれば御指摘いただければと思います。

○山野目主担当委員 漏れていないと考えます。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課長 ありがとうございます。

○山野目主担当委員 裁判所から、委員からお出しいただいた御質問にお答えいただきました。

各委員から御意見を伺いましたが、論点④について特段の意見をお出しいただけていな

いようにお見受けします。何かおありでしょうか。無理にはお願いしません。

特段のことがなければ、それでは各委員からお一言ずつ御意見をいただきましたけれども、ほかの委員の御意見を伺っていたり、厚生労働省や裁判所からの資料説明を伺っていたりした上で、何か重ねて御指摘をしておきたいということがおありでいらしたら、承りたいと考えます。いかがでしょうか。

では、土肥委員、久保委員のお話を伺います。よろしいでしょうか。その順番でお願いいたします。

○土肥委員 悪い監督人もいるとか、新井先生のほうから情報の件で言われたのですけれども、対応の件とか、後見人としても本人の意思決定を支援していく、地域連携ネットワークの支援者の一員になっていくのだということは、弁護士会の中でも言っているところですが、その中で、新井先生が言われた中で、情報をどこまで、誰に出すのかというのは、一般的にはすごく悩むところです。

対応の問題はあると思います。聞かれたときに、あんたに言うことじゃないという言い方がいいのかどうかという問題は、すごくあると思いますけれども、御本人の財産状況とか、いろいろな問題について、周りの親族の方とか支援者の方に、どこまで正確にというか、出しているのかというのは、後見人をやっているの割と悩むことが多い。不満を持たれることも、自分の親の預金通帳の残高を何で見せてもらえないのかということをよく言われたりしますので、悩むところも多いので、今後、中核機関の中で、どこまで御本人の情報を共有していいのかというのは、どこかで議論できるところがあるといいなと思っております。

○山野目担当委員 土肥委員のお話を承った上で、そのほかの委員からお出しいただいた御意見も踏まえますと、ただいま問題提起をさせていただいたことは、どこかで整理する機会を持つことがよいものではないかと考えます。本日の会議をかえりみますと、裁判所が持っている情報を、どのような根拠で、どのような仕方で中核機関等に提供するかという問題について、手嶋委員から課題の指摘がありましたし、ただいま土肥委員から、成年後見人等がもらっている情報の扱いについても、悩むところがあるというお話でありました。

個人情報保護に関する法律や、弁護士法・司法書士法等が定める守秘義務を踏まえることはもちろんのこととして、そのような法令の規律を遵守することに加え、中核機関の営みや本人とのコミュニケーションが円滑にされるという実質的な見地も考慮しながら、個人情報をどのような仕方で共有するかということについて、何らかの考え方の整理が進んでいくとよろしいと感ずるものですから、進め方については、事務当局において検討の上、主査の御判断、御指示を受け、いささかの準備を進めたいと望みます。

久保委員、お待たせしました。

○久保委員 ありがとうございます。全国手をつなぐ育成会連合会の久保でございます。

最後の④に関してですが、本人情報シートが余り活用されていないという部分も

あるのですけれども、私たち家族の中では、申立てのときに本人情報シートを出さなければならぬと思っていない。必要があれば出すのかみたいにいる者がほとんどです。できたら申立てのときには必ず出しなさいよとか、そういう情報を私たち利用者側のほうにももっといただきたいなと思います。

それから、今、後見事務の整理もしていただいていますけれども、それは専門職だけではなくて、親族も後見人になるわけですから、そういう整理の部分も、親のほうにも、親族のほうにもお伝えいただいて、みんながそのことをきちんと理解できた上で、親族後見もやるということが必要になりますので、情報をたくさんいただけたらありがたいなと思っています。

ありがとうございます。

○山野目担当委員 本人情報シートの取扱いについての御提言をいただきました。ありがとうございます。事務当局のほうにおいて受けとめることにさせていただきます。

本日は、委員から多岐にわたる御指摘をいただきまして、まことにありがとうございます。

改めて、資料1をお取り上げいただき、御確認いただきたいと望みます。資料1は、論点の番号が与えられているものは、論点④以下であります。与えられていないものとして、さらに診断書の在り方等の検討、成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討という重要な論点もございます。これらのうち、最後の論点④を除くものについては、各委員から重要な御指摘をいただきました。一つ一つ繰り返しませんけれども、いずれも今後の整理において、落としてはならない観点の御指摘をいただいたものでございますから、事務当局において精査・整理し、年明けの中間検証の取りまとめに向け、主査の御指示をいただきながら整理するという事にいたします。

そのことを基本として御案内申し上げた上で、2点、私のほうから申し添えます。

1点目は、最後の④の論点につきましては、特段の御意見の表明をいたしませんでした。これは、資料1に書いてあることがもっともなことであり、今後、この方向で政府の各部門において進めてほしいというお話であると理解いたします。当面の動きといたしましては、会社法の役員に関する規律、同様のものとして、一般社団法人・一般財団法人の役員の被選任資格の見直しに関する内容を盛り込んだ法律案が、内閣提出の法律案として、現在開かれている会期の国会に付議されてございます。

政府としては、政府の権能としてできることは精いっぱいして、ここまでのことは進めているということになります。あとは、国会の審議が、いろいろあって、なかなか大変ですが、そこを政府がコントロールすることはできませんから、その法律案の帰趨等を今後見据えていって、その後の課題を整理しなければならないと感ずるものでございます。委員の皆様方におかれても、引き続き、この課題についても注視していただきたいと望みます。

もう一つ、私のほうから申し上げます。本日の会議においても話題が出たところであり

ますけれども、日常生活自立支援事業のことがございます。具体的におっしゃった委員は、本日で言うと、花俣委員と池田委員でございますが、実は、第1回、第2回の中間検証ワーキングの会議においても、何人かの委員から、繰り返し、ここの関連の問題提起をいただいているところでございます。議事録の案を今、作成中でございますけれども、多分データ検索をかけると、「日常生活自立支援事業」「日自」という言葉で多くの発言を拾うことができる会議がここまで営まれてきているところでございます。

これは、どこかのワーキングの特定の論点との関係で拾うことができるような関係にはなっておりませんが、実は今後の成年後見制度の在り方を考える上でも、成年後見制度と日常生活自立支援事業がどのようにクロスして、どのように役割分担していったらよいかかということは、かなり重要な位置を占める論点ではないかと感じます。

それから、伊東委員代理、本城さんからも似た観点の御指摘をいただきました。私の聞き間違いか、地域生活支援事業のほうをおっしゃいましたか。それとも日常生活自立支援事業でしたか。

○伊東委員代理 今回は、地域生活支援事業の必須事業です。

○山野目主担当委員 わかりました。

日常生活自立支援事業のほうも類似の構図を持つというふうにも御発言は聞こえましたが、似た並びの御発言として受けとめてよろしゅうございますか。

○伊東委員代理 前回申し上げたのは、日自事業と後見制度のすみ分けか、どこかで線引きが必要ではないかということで、今回は、地域支援事業における成年後見制度利用支援事業は必須事業ですので、これは厚労省から国の補助金の担保を、市町村としてはきちんと求めたいという意味になります。

○山野目主担当委員 よく理解することができました。日常生活自立支援事業と地域生活支援事業は、根拠、機能が同じではありませんけれども、ここでの検討で言うと、忘れないようにそれぞれを見ていかなければならない側面があるかもしれません。

この観点の検討は、中間検証に当たっても、課題意識として、もう少し明確に文章の上で認識した上で、私たちの作業を進めることがよいのではないかと感ずる部分が多うございます。事務当局において、主査と御相談し、その御指示を仰ぎながら、このところについての考え方の整理を今後どのようにしていったらいいかということについても、意を砕いていただきたいと望みます。

本日の内容にわたる審議は、ここまでといたします。

事務当局から、次回以降の進行についての連絡をさしあげます。

○事務局 ありがとうございます。

本日いただきました御意見は、主査及び主担当委員に御相談しながら事務局で取りまとめ、皆様に改めて確認をしていただいた上で、年明けに予定をしております第5回専門家会議の資料としたいと考えております。

次回のワーキング・グループにつきましては、既に御案内のとおり、12月26日午後2時

から開催いたします。場所は、追って御連絡いたします。

また、本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認をいただいた上で、ホームページに掲載いたします。

○山野目主担当委員 そのようなことから、次回以降もどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、2時間にわたる審議に、委員の皆様におかれては御協力をいただきまして、ありがとうございました。本日のワーキング会議をお開きといたします。

どうもありがとうございました。